

牛久市教育委員会 3月臨時会会議録

1. 日 時 令和3年3月15日（月）午後2時30分
2. 場 所 牛久市役所分庁舎2階 第1会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫
4. 委員以外  
の出席者 教育部長 川井 聡  
次長兼教育企画課長 吉田 茂男  
次長兼生涯学習課長 大里 明子  
指導課 課長 豊嶋 正臣  
教育企画課 課長補佐 山口 功  
教育企画課 主査 近藤 絹
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 吉原 英夫
7. 議事事項 議案第7号 令和3年度教職員の異動内示について  
議案第8号 牛久市部活動指導員に関する規則の制定について  
議案第9号 牛久市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務条件、給与等に関する規則の一部を改正する規則について
8. その他

次長兼教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	開会を宣言する。  会議録署名人 吉原英夫委員を指名する。
教育長	それでは、議案第7号「令和3年度教職員の異動内示について」ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項により、出席委員の3分の2以上の多数で議決をしたとき、これを公開しないことができます。 本議案につきましては非公開にしたいと思いますが、委員の皆様にお諮りいたします。非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

	<p>(賛成者挙手)</p> <p>全会一致で非公開と決定</p> <p>*****</p> <p>議案第7号について出席者全員の賛成を得る。</p> <p>以上で委員会の非公開を解除します。</p>
教育長	<p>次に、議案第8号「牛久市部活動指導員に関する規則の制定について」事務局より説明をお願いします。</p>
指導課長	<p>議案第8号は、別紙のとおり、牛久市部活動指導員に関する規則の制定につきまして、委員会の同意を求めるものでございます。</p> <p>部活動指導員は、教員に成り代わって部活動を指導できる者であって、部活動指導員が勤務しているときには、教員はその場にはいないと。つまり、完全に部活動指導員1人によって部活動をその時間は活動するものになります。子供にとっては、専門的な技術を学べる。そして、市にとっては、この事業は現在国と県と市の3分の1ずつのお金の分担になりますので、これまでに比べて予算上の負担が減る。最後に、教職員にとっては、働き方改革にとって一番大きなものは部活動の課題ですから、これが随分と減じられるというものでございます</p> <p>この部活動指導員は、国から市の会計年度任用職員として任用するようになることになっておりまして、会計年度任用職員として任用するに当たって牛久市部活動指導員に関する規則を制定したいと、今回上程したものでございます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
教育長	<p>説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。</p>
芦田委員	<p>今現在、牛久市内で該当する方が何名ぐらいいらっしゃるかということと、これの募集をかけるに当たってはこういった形で告知していくか、いかないか、何か予定はあるのか。</p>

指導課長	ちよつと何名かに該当するという。
芦田委員	今現在、市内で入ってくださっている方。例えば、一中の体操クラブとか。
指導課長	<p>現在は部活動指導員というものはありませんので、これにつきましては来年度からの運用になってまいります。現在は学校サポーターの位置づけで、任用ではなくて謝金として、各学校が必要とする人を当てている次第です。これは、各学校大体1から2名程度が、学校の希望に応じて今のところ活用していただいています。</p> <p>来年度につきましては、これは予算もありますし、実際にどの程度効果があるのかも分からないところですので、モデルケースとして扱うということで、今年度希望を取って手を挙げた下根中学校のバスケットボール部においてテストしてみたいと考えております。男女バスケットボール部ですので、今のところ2名の任用を考えています。</p> <p>任用するに当たっては、会計年度任用職員ですので公募をするということになっておりますので、この後、ホームページ等でお知らせした後の募集になっていくということになっていきます。</p>
教育長	ほかにありませんか。
石井委員	この部活動指導員の指導が不適切なことがあって、何らかのトラブルが生じた場合の扱いというのはどんな感じになりますでしょうか。
指導課長	こちらは校長の指示に従ってとなっておりますので、一般の教員が指導しているのと同じように、一つが校長の責任下においてということになります。ただ、同時に市の会計年度任用職員ということになっておりますので、市町村教委としても研修の義務を負っておりますので、その分、責任を負うところと考えております。
石井委員	扱いが難しい。
教育長	よろしいですか。

吉原委員	<p>一つだけよろしいですか。これを選任する場合、教員も今問題になっているんですけども、過去にセクハラの事例を起こした先生たちが、辞めてもそのまま採用されて問題を起こすという事例が全国で起こっているんですね。この部活の指導の場合は、セクハラよりは体罰だと思うんですね。ですから、過去においていろんな団体での指導歴、そういうものをかなり把握しないと、今度は少年団で行われていた体罰が学校現場の中に入ってきて起こる。それが一番怖いのかなと思いますので、人選にあたってはかなり情報を過去に遡ってやっていただきたいと思います。教員の指導員であれば何年か前に遡って調べられるけれども、一般の方がなる場合というのはなかなかそれは難しいんだと思うので、その辺しっかりやっておかないと後で問題になるのかなと思いますので、よろしくお願いします。</p>
指導課長	<p>よく気をつけて任用とまたその後の運用をしてまいりたいと思います。</p> <p>議案第8号について出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>次に、議案第9号「牛久市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務条件、給与等に関する規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。</p>
指導課長	<p>議案第9号は、ただいま制定していただきました部活動指導員につきましての勤務条件、給与等を決めるために、これまでなかった部活動指導員ですので、表中に差し込むといったような作業をしていただきたいと思います。上程するものです。</p> <p>具体的には、これまで牛久市教育委員会会計年度任用職員の任用、勤務条件、給与等に関する規則において社会教育指導員となっていた枠に、部活動指導員を併せていただくというものでございます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>議案第9号について質疑を受けるが質疑なし。</p> <p>出席者全員の賛成を得る。</p>
教育長	<p>以上で3月臨時会を終了いたします。</p> <p>今回は3月25日、牛久市役所分庁舎2階第1会議室、午後1時30分での開催となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>お疲れさまでした。</p>